

令和7年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和7年第2回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 5月13日(火)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	2
◎出席議員	2
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	3
◎開会の宣告	4
◎開議の宣告	4
◎議事日程の報告	4
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	4
◎諸報告	5
◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	6
◎発言の申出	7
◎報告第 2号 専決処分の報告について(専決第7号 工事請負契約の一部 変更について(御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事)、 専決第8号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変 更について、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解につ いて)の上程、説明、質疑	8
◎議案第62号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	10
専決第 2号 南会津町税条例の一部を改正する条例	
専決第 3号 令和6年度南会津町一般会計補正予算(第1 0号)	
専決第 4号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補 正予算(第4号)	
専決第 5号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計	

補正予算（第2号）

専決第 6号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎議案第63号	工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業 建築主体工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	15
◎議案第64号	工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業 機械設備工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	18
◎議案第65号	工事請負契約について（道路メンテナンス事業 大宮橋補修 工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	22
◎議案第66号	工事請負契約について（道路メンテナンス事業 湯の橋補修 工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	27
◎議案第67号	物品購入契約について（圧雪車購入）の上程、説明、質疑、 討論、採決……………	30
◎議案第68号	物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）の上程、 説明、質疑、討論、採決……………	32
◎議案第69号	物品購入契約について（建設機械購入）の上程、説明、質疑、 討論、採決……………	33
◎議案第70号	令和7年度南会津町一般会計補正予算（第1号）の上程、説 明、質疑、討論、採決……………	35
◎閉会の宣告……………		36
◎署名議員……………		37

令和7年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和7年5月13日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第 7号 工事請負契約の一部変更について(御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事)
専決第 8号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
専決第 9号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 6 議案第62号 専決処分について
専決第 2号 南会津町税条例の一部を改正する条例
専決第 3号 令和6年度南会津町一般会計補正予算(第10号)
専決第 4号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
専決第 5号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
専決第 6号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第63号 工事請負契約について(道の駅きらら289大規模改修事業建築主体工事)
- 日程第 8 議案第64号 工事請負契約について(道の駅きらら289大規模改修事業機械設備工事)
- 日程第 9 議案第65号 工事請負契約について(道路メンテナンス事業 大宮橋補修工事)
- 日程第10 議案第66号 工事請負契約について(道路メンテナンス事業 湯の橋補修工事)
- 日程第11 議案第67号 物品購入契約について(圧雪車購入)

日程第12 議案第68号 物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）

日程第13 議案第69号 物品購入契約について（建設機械購入）

日程第14 議案第70号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	遠藤知樹	健康福祉課長
橘昭	農林課長	湯田賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星徹也	環境水道課長
馬場和伸	会計室長	星貴夫	農業委員会事務局長
星博文	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津勝英	館岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長

平 野 芳 和 南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二 事 務 局 長 室 井 夏 雄 議 事 係 長

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和7年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、森秀一君、9番、湯田芳博君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

本日は、4月1日付の定期人事異動後における初の議会であります。

4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介をお願いします。

議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 初めに、私でございますが、会計管理者兼会計室長から異動しました議会事務局長の渡辺健二です。よろしくお願いいたします。

次に、議会事務局に配属となりました職員の紹介をさせていただきます。

総合政策課広報情報係長から異動した議事係長の室江夏雄です。

○室江夏雄議事係長 室江夏雄です。よろしくお願いいたします。

○渡辺健二議会事務局長 以上となります。

○山内 政議長 次に執行部より、去る4月1日付で選任された副町長及び異動職員の方々の紹介をお願いいたします。

副町長。

○二瓶勝俊副町長 まず初めに、私でございますが、4月1日付で副町長に着任いたしました二瓶勝俊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、私のほうから本会議に出席いたします管理職のうち、この4月に異動のあった職員についてご紹介申し上げます。

まず、会計室長ですが、会計室室長補佐から昇格となりました馬場和伸でございます。

○馬場和伸会計室長 馬場和伸です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、商工観光課長ですが、健康福祉課長から異動となりました湯田賢史でございます。

- 湯田賢史商工観光課長 よろしく申し上げます。
- 二瓶勝俊副町長 続きまして、健康福祉課長ですが、環境水道課長から異動となりました遠藤知樹でございます。
- 遠藤知樹健康福祉課長 よろしく申し上げます。
- 二瓶勝俊副町長 続きまして、学校教育課長ですが、議会事務局長から異動となりました星博文でございます。
- 星 博文学校教育課長 よろしくお願いたします。
- 二瓶勝俊副町長 続きまして、環境水道課長ですが、南郷総合支所振興課長から異動となりました星徹也でございます。
- 星 徹也環境水道課長 星徹也です。よろしく申し上げます。
- 二瓶勝俊副町長 続きまして、館岩総合支所長ですが、学校教育課長から昇格となりました阿久津勝英でございます。
- 阿久津勝英館岩総合支所長 よろしくお願いたします。
- 二瓶勝俊副町長 執行部につきましては以上でございます。
- 山内 政議長 これをもちまして、異動職員の紹介を終わります。

次に、令和7年5月12日付で、古川晃君から、一身上の都合により南会津地方広域市町村圏組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

これで諸報告を終わります。



◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○山内 政議長 日程第4、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は古川晃君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は1人です。本議員の選任については、さきに開催しました議員懇談会の申合せにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により当てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、芳賀正義君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した芳賀正義君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した芳賀正義君が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された芳賀正義君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

これで、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を終わります。



◎発言の申出

○山内 政議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田 啓総務課長 おはようございます。

総務課長の月田です。

既に配付をしております令和7年第2回議会臨時会の配布資料の一部に誤りがありました。修正箇所につきましてご説明をさせていただきますので、申し訳ございませんが、修正をお願いしたいと思います。

修正する資料につきましては、入札関係の附属資料でございます。1枚目に「議案第63号資料」、「入札（見積）執行調書〈工事〉」という資料でございます。

この附属資料の7ページでございます。

7ページの左上になります。こちらは「議案第68号 資料」となっておりますが、正しくは「議案第69号 資料」でございます。大変申し訳ございませんが、以上の修正箇所でございます。修正の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内 政議長 ただいまの総務課長説明のとおり、ご了承願ひます。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願ひます。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願ひます。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 日程第5、報告第2号 専決処分報告について、専決第7号 工事請負契約の一部変更について（御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事）、専決第8号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところをご参集賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等について順次、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第7号 工事請負契約の一部変更について（御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事）であります。本件は令和5年第2回議会定例会において議決を受けました御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事につきまして、契約の相手方である光和・保科特定建設工事共同企業体から南会津町工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、労務費及び一部資材費について請負代金の増額変更請求があり、変更内容の協議が調ったため、請負金額を224万5,100円増額し、2億5,183万5,100円とするものであります。

変更金額が100分の5以内、かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第8号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の一部変更についてであります。本件は、県内の自治体、広域圏組合等を構成しております福島県市町村総合事務組合において、構成団体の減少及び組規約の変更が生じたものであります。一部事務組合の規約を変更する際には、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、全構成団体の議決が必要となりますが、本町におきましては専決事項に指定されておりますので、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

具体的には、構成員であります南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、当該事務組合の規約の一部を変更するものであります。

次に、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は令和7年2月16日午後2時30分頃、南会津町古町字居平地内において、町有施設の雪下ろし作業中に屋根の雪が落下し、隣接する町有車庫の側壁を破損し、雪下ろしのために一時的に車庫内に駐車していた相手方車両を破損させてしまったものであります。

過失割合を町100%として、相手方に対し賠償金14万5,310円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、ご報告を申し上げますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第62号 専決処分について、専決第2号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第3号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第10号）、専決第4号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専決第5号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第6号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第62号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本案は、さきの3月議会定例会最終日に申し上げました地方税法等の一部改正に伴い、関係する町の条例の一部改正について及び令和6年度の各会計に関する最終補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

初めに、専決第2号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、一部が施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容であります。1点目は、個人町民税における特定親族特別控除の創設に伴う規定を整備するものであります。

2点目が、軽自動車税の改正で、50ccの原動機付自転車が令和7年11月の排ガス規制に適合することが困難であることなどから、原動機付自転車の新たな車両区分が定められました。このことに伴い、標準税率の区分見直しに伴う税率区分の改正規定を整備するものであります。

次に、専決第3号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第10号）についてご説明を申し

上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ9,213万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,315万7,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、除雪費に関する国庫支出金、町税等を追加する一方、県支出金、繰入金、町債等を減額補正したものであります。

歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、事業費の確定見込みに伴い、第1款議会費及び第3款民生費から第10款教育費までを減額する内容となっており、予備費に関しましては歳入との調整を措置したものであります。

なお、第2款総務費においては、公共施設等整備基金などへ積立てをしたことから、増額補正となっております。

また、繰越明許費と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第4号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,724万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億403万1,000円としたものであります。

歳入では、一般被保険者第三者納付金を追加する一方、国民健康保険税、県支出金、繰入金を減額補正したものであります。

また、歳出においても、事業費の確定見込みにより、総務費、保険給付費、保健事業費等を減額補正いたしました。

次に、専決第5号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,433万8,000円としたものであります。

歳入では、歳出補正に伴い、繰入金を減額する一方、健康診査事業の受託事業収入の確定見込みにより、追加補正をしたものであります。

また、歳出においても、事業費の確定見込みにより、総務費、保健事業費等を減額する一方、後期高齢者医療、広域連合納付金を追加補正いたしました。

次に、専決第6号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説

明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,809万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億855万円としたものであります。

歳入では、収入見込みに伴い、国庫支出金を増額する一方、保険料、支払基金交付金、県支出金を減額補正したものであります。

一方、歳出では、事業費の確定見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費について減額補正を行うほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

以上、専決処分いたしました5件の説明とさせていただきますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、専決第2号 南会津町税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

条例改正の説明の中で、主な改正内容として、個人町民税、それから軽自動車税、この部分で改正の内容についてはご説明があったんですけども、この説明書の中の条例が変更になった部分について見ますと、説明書の15ページのところで、第10条の3、略となって、その下に新設とされて、ここのところで特定マンションに関わる条項が新設されているわけですね。

それから、その下のところではもう一つ新設、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例ということで新設されているわけなんですけど、ここの部分についてどういう経緯で新設されたのかというところを説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 まず、特定マンションに関わるものになりますけれども、改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等から改正があつて、町の条例についても今回改正をすることになりました。

こちらの特定マンションについては、マンションの要件につきまして、居住用専有部分、マンションの専有部分でその床面積の2分の1以上が人の居住用に供する部分であること、また、新築から20年以上が経過していること、総戸数が10戸以上あること、過去に長寿命化工事をしていることが該当要件となります。

本町には該当するマンションはございませんけれども、今後の税条例の改正に影響があるた

め、今回追加をさせていただきました。

それと、次の加熱式たばこに関する改正でございますが、今回、令和7年度の税制改正によって、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方法が見直しをされました。加熱式たばこのうち、スティック型の加熱式たばことスティック型以外の加熱式たばこに区分した上で、スティック型の加熱式たばこは1本の重量で、スティック型以外の加熱式たばこについては1箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されたものでございます。

スティック型の加熱式たばこについては、葉たばこを原料の全部または一部として、紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこのことを言っています。こちらにつきましては、紙巻きたばこ1本が0.35グラムという規定になりました。

それと、スティック型以外の加熱式たばこは、紙巻きたばこ1本が0.2グラムということになっております。また、スティック型以外の加熱式たばこの1箱当たりの重量が4グラム未満である場合につきましては、スティック型以外の加熱式たばこの1箱をもって紙巻きたばこ20本に換算することになっております。

これらが今回の内容改正でございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 特定マンションについては了解しました。

加熱式たばこについてなんですけども、私もこれ読んで、ちょっとよく意味が分からなかったんですが、いろいろ調べてみると、結局、これは今までの加熱式たばこにかかっていた税金が引かかった部分を、加熱式たばこについての税をもう少し上げていくというような、そういった措置の流れで入ってきたものと理解してよろしいでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 議員おっしゃるとおりでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 先ほども言いましたけれども、非常に文章を読むと複雑で、一体何がどうなるのかなというのがさっぱり分からないような条文になっているわけなんですけども、私も今回、この機会にいろいろ調べてみると、自治体によっては、これを非常に分かりやすく表も入れながらまとめて、それがホームページに載っている自治体もあったんです。それを見ると、なるほど、こういうことなのかというようなことで、ずっと理解できた部分があるんですね。

税金、特にこれは税を増やしていくということでありまして、国が税金を上げることで健康寿命を延ばしたいという、そういう流れで行われているものだとは思いますが、ただ一

方で、喫煙者にとっては、自分は町にこれだけ貢献しているんだというふうに自負される部分もあるかと思います。

これをやっぱり町民に分かりやすく伝えていくということは必要なのかなというふうに思うんですけど、これを町民に周知していく手段としてはどのように考えておりますか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今後、ホームページ等の見直しを図っていきたいと思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ、先ほども言いましたけれども、このまま載せられると、読んだ人は一体何のことかなということによく分からないので、私が見たホームページ、どこの自治体か今は持っていないんですけども、そういったものを参考にしながら、町民にもすっと分かりやすいような形で周知していただければと希望を申し上げて、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 専決3号のページ17、15款2項2節の総務管理費国庫補助金、その中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額についてと34ページの歳出のほうになります。こちらも18節に物価高騰緊急支援給付金の4,155万円の減額が記載されておりますので、この関連と減額の理由をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それではお答えいたします。

この価格高騰緊急支援給付金の部分のいわゆる給付金事業の部分のことであろうかと思えます。

まず、この減額の理由ですけれども、これは歳入歳出連動しております。当初予算要求時につきましては、国からの最終形の基準というのがまだ示されていない状況にございました。そのため、その対象者、つまり非課税世帯、あとは新たに均等割のみ課税世帯となった方につきましては、トータルで大枠で予算計上していたという経緯がございます。

その後、国のほうから最終的な基準が定められまして、令和5年度に支給された世帯については、これは対象となりませんというような判断が示されましたので、その分、予算額から減額をするということになりましたので、今回補正させていただいたところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 令和5年度に支給した分は、この事業の対象ではなくなったという

ふうに今おっしゃったように聞こえたんですけども、その支給した部分はどうなるんですか。
対象でなくなったとすると。実際にはまだ支給はしていないということなんですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 答えいたします。

ちょっと説明があれでしたけども、最終的に対象となった方というのが、令和6年度に新たに非課税世帯になった方、そして新たに均等割のみ課税世帯になった方ということで、最終的な基準はそういう形で示されたところでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第63号 工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第63号 工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、開業から26年が経過し、老朽化した道の駅きらら289の大規模改修事業に伴う建築主体工事で、去る5月1日に8社を指名し、競争入札を実施したところ、9,350万円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

なお、工期は令和8年3月27日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、議案第63号の請負契約について、ちょっと質問したいと思います。

まず、予算の中で本年度から電子入札システムの運用事業ということで計上してあるわけですが、これについて電子入札が今回から始められたのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

本年度になりましてから電子入札を執行しております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、前に予算化の中での資料の中で、入札の予定価格というのがあるわけですが、それが事前、事後とある中で、本町では事後ということでの提示ということであってあるわけですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今年度から、予定価格につきましては事後公表ということで改正させていただいております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、本題に入りたいと思うんですが、大規模修繕改修事業ということであるわけですが、躯体はそのまま、壁、柱、床、そのままかなというふうに思うんですが、その内容が予算の中であんまり具体的に示されておられません。その内容について今回お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回のきらら289の大規模改修工事でございますが、こちらにつきましては、まず一番大きな部分が公衆浴場といわれる地下1階の部分の工事でございます。こちらについては片方が通常のサウナがついておりましたが、もう一つのほうも赤外線といいますか、サウナのほうに改修をするというふうな工事が大きな部分でございます。

そのほか、展示品ということで展示販売コーナー、こちらにつきましても陳列等の更新、冷凍ケースの追加等を行う予定でございます。

あわせて、食堂につきましても、食堂の収容向上を図るために暖房器具、そば打ちを撤去いたしまして、壁面にカウンター等を設置する工事でございます。あと厨房でございますが、厨房につきましては、作業効率を向上させるためにレイアウトの改修を行う予定でございます。

以上でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 大規模なものですから、先ほど言いましたが、壁、柱、床、この辺が非常に裸の状態です。工事がされるのかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、指定管理者のほうと今、協議をしてございまして、食堂については12月から工事をするような感じで今、工程のほうを考えてございます。しかしながら、浴室につきましては、9月以降の工事ということで考えてございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、あと大規模な工事の中で、あの道の駅については非常に階段が多いということで、特に玄関が階段が多いわけですが、それらについては大規模の中には入っていないわけですか、いかがですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回、階段の工事につきましては改修工事の中には含まれてございません。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第64号 工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業機械設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第64号 工事請負契約について（道の駅きらら289大規模改修事業機械設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、議案第63号と同じく道の駅きらら289の大規模改修事業の機械設備工事を行うもので、去る5月1日に7社を指名し競争入札を実施したところ、全社が予定価格を超過したため、翌5月2日に再入札を実施した結果、1億6,500万円で八ッ橋設備株式会社南会津支社が落札

いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和8年3月27日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 昨年の実施設計予算の中で、この工事については3分割発注というようなことでの言葉がありました。そうしますと、一般的には建設と機械設備、それから電気設備というようなことが出てくるのかなというように思いますが、今回、電気工事というのが入札の中に入っていないんですが、その辺はどう区分されているのか伺いたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

工事の発注につきましては3分割をさせていただきまして、先ほどの建築主体工事、さらには機械設備工事、もう一つが電気設備工事、3つで発注をさせていただきます。

しかしながら、電気設備工事につきましては、今回、議会の議決案件の5,000万円以上ではございませんので、今回、議会のほうには計画に載ってございません。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 全社の応札が1回目、超過したということなんですけど、この予定価格の積算に、全社が事後公表なので予定価格は分かりませんから、自分の会社でこの工事を積算していった結果、こういうふうになったということに対する考え方ですね。

結局、これは再入札というような形になったと思うんですけども、その再入札をするに当たっての皆さんに対する、皆さん、これは失格ではなくて超過しましたよということで、全社に新たに応札してくださいというような流れで、いつどのように、一度目と二度目、どのようになったのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

1日に入札を行いまして、全社から札入れがあったわけですが、全社、予定価格を

オーバーしておりました。このことから、その日のうちに全社のほうに再通知をさせていただきまして、全社、予定価格をオーバーしておりますと、再入札を行いますというような通知をさせていただいて、翌日、札入れをしていただいたというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 競争原理が働いて、いいものができていけばいいなと思うんですけども、ただ、この町の予定価格の積算というのは、今、業者さんに聞いてみると結構、積算ソフトというすごい、工事の内容を打ち込んでいくと細かいところまで金額が示されるということですけど、1回目にこれだけオーバーしたということは、やはりこの予定価格では厳しいのかなと。物価の高騰であったり、資材の高騰であったり、人件費の高騰であったりというようなことを加味すると、厳しいのかなと思っていたんですけども、特にそういう話はなく、超過していましたよということで、皆さんが自分なりに積算し直して応札をして、結果1億5,000万円の札を入れた方が落札というふうになったという理解でよろしいですか。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

2回目も全社、札を入れていただいております。この価格で無理だということになれば辞退とされるのが一般的かと思っておりますので、そこはその見直しの中でこの金額でできるというふうに判断されたというふうに理解しております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議案第64号では機械設備工事。先ほどの説明の中で、工事としては3分割、工事発注するんだと。そして、電気工事は5,000万円以下だから議案案件には該当しないというのは、それは理解できたんですけど、一応あそこの建物の中で食堂も通常も運営している。そして、入り口もああやって限られている中で、どういうふうに工事を進める計画、やはりそれがアクシデントが出ないような、そういった詰めた設計委託みたいな形で、一応工事の管理というのはやられるのではないかなというふうに思うんですが、それらについて、ちょっと説明していただければお願いしたいなと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

工事につきましては、先ほど申しましたように3分割で行われます。そのうち、まず1階の

フロント、ロビー、廊下につきましては、12月から2月までを予定しております。売場につきましては、12月一月。あと厨房、研修室と食堂につきましては、12月から3月まで。あと、そのほか浴室等につきましては、夏休み明けの9月から3月、約7か月間を見てございます。

以上でございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、これは限られた枠の中で、これから夏場と違って冬場の工事も入ってくるというような形ですから、十分そのところは、多分こんなことを言うと失礼かもしれませんが、町のほうとしてやっぱり技術管理というか、その施工監理を本当にちゃんとできるのかということちょっと不安だな、そういうところもあるんですが、設計委託みたいな、監理委託的なものは一応見ているんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

監理委託については、今回見てございません。しかしながら、建築主体工事、それに機械設備工事、電気設備と3つの工事が混同しているわけですが、こちらにつきましても皆さん、工事のほうはご存じかと思いますが、大規模になれば、当然ながら3社が連携をして工事を実施していくという形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今、監理委託はしないで町のほうとして十分にできるんだというような考えがありましたので、ぜひそのところは頑張って、そして本当にそういうことが、遅れがやっぱり来なかったり、今言った各会社の責任で仲よくやるんだと、仲よくという言葉はないようですが、本当にそれで可能となるようにぜひちゃんと対応していただきたいなというふうに思いますが、それらについては、特に今の答弁でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

先ほどの私の発言にちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

工事監理につきましては、工事監理費が計上されてございますので、工事監理をお願いして、工事のほうを実施していくということでございます。大変失礼しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第65号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 大宮橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第65号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 大宮橋補修工事）をご説明申し上げます。

本案は、南郷地域の宮床地区と鶺鴒地区に架かる大宮橋について橋梁補修工事を行うもので、去る5月1日に7社を指名し競争入札を実施したところ、1億2,909万2,260円で山星建設株式会社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和8年3月31日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 発注種別が一般土木工事となっているんですけども、この工事内容はどのようなものでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

大宮橋につきましては、まず、橋梁附属物ということで伸縮継ぎ手、橋梁と橋梁をつなぐところがございしますが、そちらの改修工事でございます。

あと、橋梁補修工でございますが、こちらにつきましても断面補修ということで、断面の壊れている部分について補修をしていくという内容でございます。

もう一つが現場塗装工ということで、現場のほうに鋼桁のところがございますので、そちらの部分の塗装の塗り直しという部分でございます。

以上、大きく3つでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 メタル部分の塗装の塗り替え、これが次に出てくる部分と同様の内容なのかなと思って質問したんですけども、というのは、41年から49年頃に塗膜した塗料にはPCBが入っているというようなことで、その扱い、普通の剥離ではなくて、結局それを安全に剥がして塗り直すというようなことかと思ったんですけども、その内容ではないんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今、議員おただしのとおり、PCBが含まれてございますので、PCBの除去も含んだ工事となっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうすると、あの橋、私、昨日見にいつてきたんですけど、橋板は1か所だけ、大宮橋というものがありませんでしたが、竣工年月日とかはみんな壊れていて、なかったんですけど、何年に設置したものでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

大宮橋につきましては、1970年ですので昭和45年8月でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。そうすると、先ほど私申し上げました昭和41年から昭和49年にそれらの工事、塗料が伸びやすくなるということでPCBを含有した塗膜をしたというようなことで、それが人体に影響があるというようなことで、この除去というのは一般土木、今までこういう形のPCB、ポリ塩化ビフェニルの安全な除去、そして新たな塗膜という工事は、これまでもしているのでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

昨年度も下山橋のほうで実施をしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうすると、この約9年間で設置された橋はほとんどそれが使われているというふうに考えられるのか。とすると今後、相当数、こういう工事が行われるのかなというふうに考えるんですけど、その辺の見通しはどうでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の今年度発注しております大宮橋、この後、議案にかかります湯の橋、さらには石湯橋ということで、この3つの橋につきましてはPCBが含有しているというふうに、町道橋については考えてございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これから質問する件については、これまでも幾度となく質問させていただきましたが、指名競争入札で、7社が指名されて5社から辞退の申出があったということなんです、私が理解する限りでは、多分、本町における工事の指名願いというか、こういうものを業者が出されているんだと思うんです。指名願いを出しておきながら、指名に対して辞退をする。実はこれ、それぞれ事情があるんだと思いますけど、その事情を蓄積して、いわゆる業者側の実態として、管内の業者の経営、あるいは技術、そういったものに変化があるのかなのか、これらを蓄積すべきだと私は思うんですが、蓄積されていればその内容を教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今まで辞退されていたところにつきましては、今年度から、先ほどのとおり電子になったも

のですから、ちょっと事情、理由を聞いておりません。昨年度までは辞退の中に、技術員の派遣が難しいですとか、今後取りたい工事がありますですとか、そういったことの中で辞退の事情を確認してはいましたが、そこを蓄積して、経営の状況の判断というところまでは至っていない状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 結果として、この入札行為が、あるいは契約行為が規則に違反すると、そういうことではない。だから結果として問題はない。

しかし、私たちが生活を積み上げていく中で、様々な災害に出会ったり、あるいは不都合なことが起こったりする。これは突然に起きるものではないんですね。そういういろいろな私たちの目には見えない、耳にも届かない、そういう行為が少しずつ蓄積されていって、それがいつかタイミングが合ったときに災害、あるいは不都合な、私たちがあってはならないと思うような結果を導き出すと、こういうことにもなると思いますので、制度上はこれでよしとするしかないんでしょうけれども、私は公共事業を実施する企業体には特に公、つまり社会の公器としての役割もたくさん持っているわけですから、この企業体が健全な経営、あるいは健全な見積り参加ができるような体制を取るべきだと思いますが、今後、どのような方向性をつくり出していくか、お考えがあったら聞かせてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

災害の際に頼りになるのは、やはりこういった事業者さんだというふうに私も思っております。定期的に建設協会さんですとか、そういった団体の方と協議する場もございますので、そういったところの中で実態が把握できればというふうに考えております。

適宜やっておるんですけど、そういった詳しいというんですか、深く入り込んだところまでは、ちょっと今のところは入っていない状況でございますので、今後、協議する際には、そういったところも視点に置きながらやっていければというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 例えて1つだけ申し上げますが、除雪事業等についても、今季の積雪は異常な積雪がありました。しかも短時間に大量の豪雪があった。そういうときに、たまたまそれらを作業としてしている人にお話を聞くことができた。そうしますと、ここについてはい

いわゆる会社の体力として、体力と言っても具体的には経済的な体力もあるだろうし、あるいは人的な体制固めというのも当然ありますから、そういうことを持続して経営できるという体制がないと、私たちは2か所も3か所も兼務で路線を受け持たされるという、そういうケースも出てきているんですよ。

じゃなぜ人が十分に満たされないのか。そこは様々な条件とといいますか、要因があるんだろうと思うんですね。こういうことを、例えば業者は受注者側、町のほうは発注者側。受注者側と発注者側が、いろんな意味で接触するというのはよくないというふうに言われていますけど、私はそうではないと思うんですね。そこには一定の倫理的な、いわゆる守らなければならない、それぞれの立場の約束事をしていかなきゃいけない。しかし、その上で彼らがこれから町の公のいわゆる立場として、公器として活動、活躍できるためには、彼らの今言った体力をしっかりと保つということが大事。それを保つときに、町から具体的に直接的に支援するのではなくて、そこに何を欠けているのか、このところを私は政策的に進めていくべきだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

今、道路の橋の工事の案件から、除雪のほうにちょっと動いているのかなというふうに思いますが、いずれにしても公共事業を受けていただく建設業の今後の在り方という大きな視点での質問だというふうに理解をいたします。

総務課長が申しあげましたように、機会を見ながら、我々としては意見交換をしております。一方、今回から予定価格の事前公表はしない、事後公表ということで、ある意味、不正な接触、癒着につながらないような、我々としての規律も持たなくてはいけないというふうに関係する職員で心新たにしているところであります。

一方では今後、除雪を含めて地元の雇用を守り、そして公共サービスを提供していく大きな担い手であることは間違いございませんので、そういった事業者がどういう悩みを抱えているのか、雇用とといいますか、人材の育成を含めて、そういったものは折に触れて政策の中で話をしながら、町としても状況把握に努め、継続的な事業活動をやっていただけるような環境づくりというのは、非常に重視しなければならない重要な案件だというふうに認識をしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 1つの例として除雪の話しましたが、今回は橋梁の話ですが、それをいわゆる部分最適というんですね。そうではないんですよ。どういう事業にしても、この事

業をするにしても、この業者は除雪に大いに関係している業者という認識があるので、その話をしたんですね。

その上で、つまりこれも規則にあるでしょうけど、自分のところでできなければ、いわゆる下請けという制度も認められているわけですね。この下請けについて、それでは管内で、それに対応すべき事業者がいるのかいないのか、あるいは町外になるのか、そういうことも含めて、いわゆる公の仕事に就くということは、そういう細かい狭い領域の話ではなくて、全体、トータル最適を狙いながら、一つ一つの問題点を取り上げていくと、こういうことにすべきだと思います。

ここでは請負についての適正についての議論になると思いますが、このあるべき姿については別途、別な機会を捉えながら議論を深めてまいりたいと思いますので、本日の質問はこれで終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第66号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 湯の橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第66号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 湯の橋補修工事）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域の湯ノ花地区に架かる湯の橋について橋梁補修工事を行うもので、去る5月1日に7社を指名し競争入札を実施したところ、7,623万円で株式会社館岩工務所が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和8年3月31日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先ほど、若干触れましたが、大宮橋と同様なのかどうか、工事内容をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

工事の内容につきましては、先ほどの大宮橋と同じような内容になってございまして、橋梁の伸縮継ぎ手の部分の改修工事と、あと橋梁補修工事ということで断面補修道路工事、さらには現場の塗装工事ということで、先ほど来申し上げましたPCB関係の塗膜の除去工事、こちらが含まれてございます。あと、こちらの部分のメタル橋部分の塗り替えも含まれてございます。

以上でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 メタル橋の塗り替え、その部分に当時、PCBが入っていたのを剥離して、新しく塗り替えるという工事なんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

当時、塗料の中にP C Bが含まれたということで、まず今回、メタル橋のほうに、鋼桁のほうに付着をしております塗料のほうをブラストといいまして、削り取りまして、そちらを削り取った後に新しく塗料のほうを塗り替えをするという工事でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、3つの工事内容をお話しされましたけども、その剥離をして、それはP C Bが含まれているから発がん性物質が含まれているというようなことで、川に流すとかはできないので、必ずそれは覆った中できれいに、危険物というのかP C Bの除去、廃棄の法律に基づいた処理をしないといけないというふうに考えるんですけど、それでよろしいですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答えを申し上げます。

まず、剥離と申しますか、削り取る場合につきましても、防護服のような服を着用しまして、そちらについても使用のたびに交換をします。そちらについてはドラム缶等で管理をすることでございます。さらには削り取った塗料につきましても、同じくドラム缶の中で管理をして、最終的には指定の場所のほうに運んでいただくということになってきます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この橋も私、昨日確認しましたが、あまり大きな橋ではないんですけども、金額的に7,000万円という、税金を入れますと7,600万円ですか、こういう金額がかかるということは、その3分割したジョイント部分、路盤、そしてその塗り替え、塗り替えの部分というのは3分割していないですけども、1つの工事としてですけども、一番予算を食うのはその部分でしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

先ほどの大宮橋のほうとは、大宮橋のほうは橋長が100メートル程度ありまして長い橋でございますが、幅員が4メートル50程度の幅員でございます。

今回の橋については、橋長自体は30メートル程度の橋梁でございますが、幅員が一部広いところがございまして、4メートル50から6メートル50というふうな形になってございまして、その部分の橋梁の桁と橋台をつなぐ部分の継ぎ手の部分がどうしても長かったりしますので、そちらの部分で、先ほどの伸縮継ぎ手の部分がお金がかかっているというような状況でございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第67号 物品購入契約について（圧雪車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第67号 物品購入契約について（圧雪車購入）をご説明申し上げます。

本案は、会津高原南郷スキー場において、平成14年から22年間使用し、老朽化している圧雪車を更新するものであります。

去る4月10日に3社を指名し競争入札を実施したところ、5,918万円で日本ケーブル株式会社東北支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和7年11月28日を予定しております。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 3社指名して3社応札ということで、強い競争原理が働いているんだろうなというふう感じておりました。2社は同額の応札、予定価格からすると88%、そして落札された業者の入札額は84.5%だというふうに思います。

予定価格、これは当然、受注生産ということなんだろうというふうに思うんですけども、この予定価格、高過ぎるのかなというふうに思うんですけども、この積算というのはどういう形でされるのでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

予算化につきましては、この3社全てから見積りを取りまして、その中で一番最高額の額についての見積り額を採用し、予算化したところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 というと、特殊なものですから、町で積算するとかというようなことはできない。業者さんが見積り合わせとか、そういうものの中で得た情報から設定をしたというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第68号 物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第68号 物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域の永田地区に配置している小型ポンプ付積載車と滝原に配置している消防ポンプ自動車は、購入から25年が経過し、老朽化による揚水及び放水能力の低下と車両故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安全・安心の確保に支障を来していることから、更新をするものであります。

去る4月10日に2社を指名し競争入札を実施した結果、3,119万6,000円で株式会社ホシノが落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和8年3月31日を予定しております。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第69号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第69号 物品購入契約について（建設機械購入）をご説明申し上げます。

本案は、伊南地域で稼働している除雪ドーザについて、購入から18年が経過し、老朽化による馬力の低下や修繕時における交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来すおそれがあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により除雪車両の更新を行うものであります。

去る4月17日に6社を指名し競争入札を実施した結果、5,060万円で日本キャタピラー合同会社津営業所が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求

めるものであります。

なお、納期は令和8年3月23日を予定しております。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 4,600万円という落札は75%だというふうに思います。予定価格が税込みで書いてありますけれども、税抜きだと6,132万1,000円だと思います。そこに対して4,600万円、税込みでいっても同じでありますけど、約1,700万円の差があります。

これは先ほどと同様に、これも受注生産されているのだろうというふうに思うんですけども、予定価格の積算というのは、やはり先ほどと同じような形で積算されるのでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えいたします。

予算要求の段階で3社から見積り等をいただいております、それを参考としております。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第70号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第70号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ907万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億3,907万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、社会福祉法人常真会が運営します田島保育園の屋根を改修する費用を新たに計上するものであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金ですが、就学前教育・保育施設整備交付金として事業費の2分の1が国から補助されるため、907万5,000円を計上するものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第3款民生費であります。就学前教育・保育施設整備交付金要綱に基づき、国の補助金に合わせ、町負担分の4分の1を計上し、1,361万2,000円を計上するものであります。

第14款予備費は、歳出との関連で453万7,000円を減額補正するものであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和7年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 森 秀 一

署 名 議 員 湯 田 芳 博